

令和8年5月25日招集

令和8年 第5回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和8年第5回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和8年第5回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和8年5月25日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

1番 清野周治	2番 元木太志	3番 大江弘哉
5番 仲野孝藏	6番 山科幸子	7番 永瀬清一
8番 石山一穂	9番 栗原洋幸	10番 芦野繁美
11番 阿部昇	12番 寒河江一浩	13番 大江正好
14番 加藤友英	15番 中谷裕	16番 高橋浩一
18番 門脇功	19番 菅原繁治	

1. 欠席委員は、次のとおりである。（2名）

4番 留場美佐	17番 東海林光輝
---------	-----------

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第9号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第5 報第10号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第6 議第19号 非農地証明願いに係る証明について
- 第7 議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第9 議第22号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
- 第10 農地あっせん委員会の報告
- 第11 農地転用委員会の報告
- 第12 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 石川健吾	農政主査兼農政係長 高橋範一
農地主査兼農地係長 後藤美智子	主任 小山田ルミ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顚末

【議長】

只今から、令和8年第5回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届け出ありました委員は、4番留場美佐委員、17番東海林光輝委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

6番山科幸子委員、7番永瀬清一委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第4回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第9号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第9、議第22号農業委員会事務の実施状況等の公表について、までの2報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。石川事務局長、お願いします。

【石川事務局長】

令和8年第5回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開きください。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第9号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。2頁をお開きください。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号2 申請者住所氏名：東根市中島通り一丁目37号 仲野果樹園合同会社代表社員 仲野孝輔。転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字中島新田字扇形●●●●、地目：畑、面積：400㎡の内180㎡。土地の所有者：仲野果樹園合同会社。転用の理由：農作業用駐車場を整備する。所要面積：農作業用駐車場180㎡。3頁をご覧ください。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は1件です。

報第10号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。4頁をお開きください。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号76番 土地の所在：大字羽入字峰崎●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑、地積：2,923㎡のうち1,800㎡。賃貸人住所氏名：東根市柏原二丁目●●●● ●●●●。賃借人住所氏名：東根市中央一丁目●●●● ●●●●。解約後の利用：自己保全です。5頁をご覧ください。

今月の非農地証明願いの申請は2件です。

議第19号 非農地証明願いに係る証明について

別紙土地に係る非農地証明願いがあったので、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領により本会の議決を求めるものです。6頁をお開きください。

非農地証明願い関係

受付番号1番 土地の所在：中央一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、地積：110㎡。申請者住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●● ●●●●。非農地となった時期及び事由：平成13年5月23日例外確認申請、平成18年1月19日事業計画変更申請（指令村総農振第1018号）、転用許可事由：貸店舗です。

以下、受付番号2番の願いは、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。7頁をご覧ください。

今月の農地法第3条の許可申請は12件です。

議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものです。8頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号126番 土地の所在：大字野川字向原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：7,180㎡他2筆。譲渡人住所氏名：天童市大字荒谷●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：108a。譲受人住所氏名：東根市大字野川●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：61aです。

以下、受付番号127番から9頁の130番までの4申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。10頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号131番 土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑、地積：2,149㎡。貸人住所氏名：東根市大字東根甲●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：36a。借人住所氏名：東根市中央一丁目●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：50aです。

以下、受付番号132番から11頁の137番までの6申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。12頁をお開きください。

今月の農地法第5条の許可申請は2件です。

議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。13頁をご覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号13番 土地の所在：新田町二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：108㎡。譲渡人住所氏名：山形市陣馬二丁目●●●● ●●●● 職業：●●●●。譲受人住所氏名：最上郡最上町大字本城●●●● ●●●● 職業：●●●●。転用後の主要目的：駐車場、雪捨場、通路他です。

以下、受付番号14番の1申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。14頁をお開きください。

ただいま説明しました例外確認申請、非農地証明、及び農地法第5条の申請箇所を示す位置図となります。ご参考になさってください。15頁をご覧ください。

議第 22 号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

別紙、令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、本会において決定するものであります。

内容は、16 頁以降、21 頁まで記載のとおりでありますので、詳細説明は省略させていただきます。

以上で、報告 2 件と案件 4 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に日程第 10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
12 番寒河江一浩農地あっせん委員会委員長。

【12 番寒河江一浩あっせん委員会委員長】

はい、12 番寒河江です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 5 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 5 件、賃貸借権設定の許可申請 7 件、合計 12 件の取り扱いについてです。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 5 月 15 日に実施しました、農地あっせん委員による関係地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 126 番から 128 番の申請事由は、経営規模拡大となります。受付番号 129 番、及び 130 番の申請事由は、自作地相互の交換となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 131 番から 133 番、及び 136 番、137 番の申請事由は経営規模拡大となります。受付番号 134 番、及び 135 番の申請事由は新規就農となります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農として●●●●氏ほか 1 名への聴取を行い、農地の利用計画、経営収支計画などについては、問題ないことを確認したところです。

いずれの案件につきまして、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、日程第 11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

7 番永瀬清一農地転用委員会委員長。

【7 番永瀬清一農地転用委員会委員長】

はい、7 番永瀬です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 5 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、非農地証明願い 2 件、農地法第 5 条による許可申請 2 件についてです。

転用許可申請関係案件については、去る 5 月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、非農地証明願いについてですが、受付番号 1 番については、平成 13 年 5 月 23 日に農作業所として例外確認申請が承認され、その後、平成 18 年 1 月 19 日に事務所に變更するとして事業計画変更承認を受けているもので、現在は貸店舗となっておりますが、非農地証明事務処理要領第 3 条第 1 号の農地法の許可を受け事業が完了していると認められる土地に該当するものであり、非農地として証明する事について支障なしとの意見の一致をみました。

受付番号 2 番については、登記地目が畑となっておりますが、農地台帳上の現況地目は長年、堤塘河川敷となっております。実際の現地の状況は、原野に隣接した傾斜地であり、非農地証明事務処理要領第 3 条第 5 号により、非農地として証明する事について支障なしとの意見の一致をみました。

なお、当該農地は農用地区域内における農地であるため、市農林課に対し意見照会を行い、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないことから、非農地の判断を行うことについて同意するとの回答を得ております。

次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び立地基準の判断であります。受付番号 13 番、及び 14 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第 3 種農地となりますが、いずれも駐車場を整備するものであります。

農地区分(第 3 種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第12、地区委員会の開会及び報告についてであります、お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、15番中谷裕委員が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、これらの議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

ただいまの時間は、午前10時15分でありますので午前10時30分をめどに地区委員会を終了してくださるようお願いいたします。

それでは休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時30分 開 議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【2番元木太志委員】

2番元木です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

議第19号については、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領の規定に該当する土地で、農地転用委員会の報告と同様、非農地であると認められることの意見の一致をみました。

議第20号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第21号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第22号については、本会の点検・評価について、地域の農業者などに周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【1番清野周治委員】

1番清野です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第19号については、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領の規定に該当する土地で、農地転用委員会の報告と同様、非農地であると認められることの意見の一致をみました。

議第20号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第22号については、本会の点検・評価について、地域の農業者などに周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【8番石山一穂委員】

8番石山です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第20号については、経営規模拡大、及び新規就農などによるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第22号については、本会の点検・評価について、地域の農業者などに周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第9号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第10号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは初めに、議第19号非農地証明願いに係る証明について採決いたします。

お諮りいたします。

議第19号について、農地転用委員会及び地区委員会の審議のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第19号については、承認することに決しました。

次に、議第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決いたしますが、その前に、15番中谷裕委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第20号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第20号については、許可することに決しました。

15番中谷裕委員の復席を求めます。

15番中谷裕委員に申し上げます。

ただいま議第20号については、許可することに決しましたので、報告いたします。

次に、議第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決いたします。

お諮りいたします。

議第21号について、農地転用委員会及び地区委員会の審議のとおり、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第21号については、許可相当との意見を付することに決しました。

次に議第22号農業委員会事務の実施状況等の公表について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第22号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第22号については、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和8年第5回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前10時40分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議	長	菅原	繁治
---	---	----	----

議事録署名委員	山科	幸子
---------	----	----

議事録署名委員	永瀬	清一
---------	----	----